

# 建築確認申請に係るプレリナリー・コンサルテーション制度モデル要綱

大阪府内建築行政連絡協議会

(趣旨)

第1条 本要綱は、大阪府の区域内に建築又は築造する建築物、工作物及び昇降機の確認申請において、法令解釈の違いによって計画建築物が法令不適合となることを未然に防止し、改正建築基準法の下で建築確認が円滑に行われることを目的として実施するプレリナリー・コンサルテーション制度（以下「プレコン制度」という。）について必要な事項を定める。

なお、プレコン制度は、提示された相談内容のみを前提に特定行政庁又は指定確認検査機関（以下「特定行政庁等」という。）の回答時点における見解を示すものであり、罰則適用その他、司法判断及び裁判判断を将来にわたり拘束するものではない。

(対象要件等)

第2条 プレコン制度を利用して法令解釈につき相談できる者（以下「相談者」という。）は、建築確認の申請図書を作成する設計者であり、その相談が次の要件を全て満たすものとする。

1. 相談しようとする特定行政庁等に対して建築確認を申請するものであって、その申請時期がほぼ確定していること。
2. 確認したい法令の条項が特定でき、その条項について相談者自身の見解及びその根拠を示せること。
3. 相談内容を説明するために必要な図書を添付し、その記載内容が不明瞭でないこと。
4. 法令解釈について、容易に判断できる内容及び既発行物等に掲載されている内容ではないこと。

(相談及び回答の内容)

第3条 特定行政庁等は建築確認の申請前において、法令適合性につき相談のあった条項の法令解釈のみに関して、相談者の法令解釈等が適切かどうかを回答するものとする。

ただし、前条の要件を満たさない場合、及び相談内容が裁判等で係争中と認められる場合には、回答しないことができる。この場合には、相談者にその旨を連絡することとする。

(手続き等)

第4条 相談者は、別記「プレコン制度願出書」（以下「願出書」という。）に、必要な図面その他必要書類（相談内容を説明する資料等）を添えて、建築確認を申請する特定行政庁等に提出するものとする。

(目標処理期間)

第5条 特定行政庁等は「願出書」を受理した日の翌日から起算して概ね7日（土日祝日その他閉庁日を除く。）以内に回答するよう努める。

(留意事項)

第6条 相談者は、次の各号に留意すること。

1. プレコン制度による回答結果を総合的に判断し、自らの責任において、計画建築物が法規定全般に適合するよう確認申請書を作成すること。
2. プレコン制度による回答は、個別案件における法令適合性について、疑義のある条項の法令解釈に関してのみ有効とし、他案件の一般的解釈事項としての取扱いをしないこと。
3. 法令、告示、地方自治法の規定に基づく国の技術的助言等の改正により、プレコン制度による回答が事後的に無効となる場合があること。

(指定確認検査機関の照会)

第7条 指定確認検査機関は、願出書を受理後、回答を行うにあたり特定行政庁への照会が必要な場合は、速やかに建築基準法第77条の32による照会を行うことができる。

(特定行政庁等の運用)

第8条 本要綱に定めのない事項等について、特定行政庁等が相談に関する取扱いを別に定めたときは、当該取扱いを適用するものとする。

(附 則)

この要綱は、平成20年11月20日から平成21年6月19日までに願出書を提出するものに適用する。